

愛知県食品表示監視協議会設置要領

平成20年4月23日
愛知県食品表示監視協議会
一部改正 平成21年12月14日
一部改正 平成22年 5月21日
一部改正 平成23年 5月23日
一部改正 平成23年11月 9日

1 趣旨

不適正な食品表示に関して、問題のある事業者に対する食品表示に関連する法律に基づき処分等必要な対応が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係する各機関との間で情報の共有や意見交換を行うことにより、連携強化を図ることを目的として、愛知県食品表示監視協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 構成員等

(1) 構成員

協議会の構成員は、別紙1のとおりとする。ただし、協議会は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

(2) 開催時期等

協議会は、年2回程度開催するものとする。ただし、緊急に情報の共有・意見交換を行う場合等、必要と認める場合は、この限りではない。

(3) その他

協議会は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員、その他の関係者の出席を求めることができる。

3 協議事項

協議会は、以下の事項について協議する。

(1) 不適切な食品表示に関する情報の共有や意見交換

(2) 問題ある事業者への処分等の対応について、迅速かつ円滑な実施のために必要な事項

(3) その他、食品表示の適正化を推進するために必要な事項

4 庶務

協議会の庶務は、当分の間、東海農政局表示・規格課において行うこととする。

5 連絡窓口

協議会は、運営の円滑を図るため、その構成員の所属機関に別紙2の連絡窓口を置く。

6 その他

前各号に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項及びその他必要な事項は協議会で定める。

愛知県食品表示監視協議会構成員

○愛知県

愛知県県民生活部県民生活課長
中央県民生活プラザ
愛知県健康福祉部健康担当局生活衛生課長
愛知県農林水産部食育推進課長

○愛知県警察本部

愛知県警察本部生活安全部生活経済課長

○名古屋市

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課長
名古屋市消費生活センター所長
名古屋市健康福祉局健康部食品衛生課長

○一宮市

一宮市経済部経済振興課長

○春日井市

春日井市市民生活部市民生活課長

○小牧市

小牧市市民産業部生活交流課長

○半田市

半田市市民経済部商工観光課長

○岡崎市

岡崎市保健所生活衛生課長
岡崎市市民生活部安全安心課長

○豊田市

豊田市保健所保健衛生課長
豊田市産業部商業観光課長

○豊橋市

豊橋市保健所生活衛生課長
豊橋市文化市民部安全生活課長

○豊川市

豊川市経済環境部商工観光課主幹

○独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

(独)農林水産消費安全技術センター名古屋センター表示指導課長

○農林水産省東海農政局

東海農政局消費・安全部流通監視課長

東海農政局消費・安全部安全管理課長

東海農政局消費・安全部 表示・規格課長

愛知県食品表示監視協議会連絡窓口

○愛知県

愛知県県民生活部県民生活課
中央県民生活プラザ
愛知県健康福祉部健康担当局生活衛生課
愛知県農林水産部食育推進課

○愛知県警察本部

愛知県警察本部生活安全部生活経済課

○名古屋市

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課
名古屋市消費生活センター
名古屋市健康福祉局健康部食品衛生課

○一宮市

一宮市消費生活相談窓口

○春日井市

春日井市市民生活課消費生活相談

○小牧市

小牧市消費生活相談室

○半田市

半田市消費生活相談室

○岡崎市

岡崎市保健所生活衛生課
岡崎市消費生活相談室

○豊田市

豊田市保健所保健衛生課
豊田市消費生活センター

○豊橋市

豊橋市保健所生活衛生課
豊橋市消費生活相談室

○豊川市

豊川市消費生活センター

○独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

(独)農林水産消費安全技術センター名古屋センター表示指導課

○農林水産省東海農政局

東海農政局消費・安全部流通監視課

東海農政局消費・安全部安全管理課

東海農政局消費・安全部 表示・規格課